

意見書案（令和８年９月定例議会）

No.	件 名	提 出 会 派	頁
1	学校給食費無償化に当たり全額国庫負担等を求める意見書（案）	日本共産党	3
2	だれも置き去りにしない生活応援事業の実施を求める意見書（案）	日本共産党	4
3	経営・管理ビザの厳格化と在留許可手数料引上げ撤回を求める意見書（案）	日本共産党	5
4	自衛隊中央情報隊による違法なプライバシー侵害について調査・説明し、再発防止策を公表すること等を求める意見書（案）	日本共産党	6
5	A I の開発や活用について戦争・軍事目的を禁止し人間の生存や地球環境と両立させる国際協定の締結を求める意見書（案）	日本共産党	7
6	核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）	公 明 党	9
7	「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書（案）	公 明 党	10
8	化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書（案）	公 明 党	12
9	夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書（案）	公 明 党	14
10	民生委員・児童委員への支援と担い手確保を求める意見書（案）	A G O R A	16
11	非核三原則の堅持を求める意見書（案）	A G O R A	18
12	ジェノサイド条約への早期加入を求める意見書（案）	A G O R A	20
13	買う側の責任を明確にする売春防止法の改正を求める意見書（案）	A G O R A	22
14	働く人の健康と生活時間を守る労働時間法制の維持・強化を求める意見書（案）	A G O R A	24

15	激甚化する豪雨に対応した都市型水害・内水氾濫対策の抜本的強化を求める意見書（案）	A G O R A	26
16	改正個人情報保護法の適切な施行を求める意見書（案）	A G O R A	28
17	米政権に、国際刑事裁判所（I C C）赤根智子所長らに対する制裁措置の撤回を求める意見書（案）	区民が主役	30
18	児童虐待に関する相談・支援記録の原則永久保存等を求める意見書（案）	区民が主役	31

学校給食費無償化に当たり全額国庫負担等を求める意見書(案)

学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に向け、小中学校では給食を通じた食育が行われてきました。文京区では2023年9月から、保護者の経済的負担軽減のために、区独自に区立小中学校の給食費を無償にしました。

その後、2025年1月には東京都内全自治体(23区と市町村)で学校給食が無償になりましたが、義務教育は、居住地に関係なく日本全国平等の教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠です。

2023年11月に全国知事会において「学校給食の無償化の実現に向けて国の責任と財源による制度設計を行うこと」との提言がなされました。さらに、政府が2023年12月に閣議決定した異次元の少子化対策を実現する「子ども未来戦略」においても、保護者負担である学校給食無償化の実現に取り組むことが示され、国はようやく2026年度から小学校のみ1人当たり月額5,200円の財源を出すことになりました。学校給食の無償化は自治体主導で行われていますが、各自治体の決断や財政によって地域格差が生じることや、事業の継続性が損なわれることが危惧されるところであり、無償化の大きな問題となっています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、学校給食を全ての子どもに提供していくために、中学校を含めて全額国庫負担による財政措置を講ずるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

宛て

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣(子ども政策)

衆議院議長

参議院議長

だれも置き去りにしない生活応援事業の実施を求める意見書(案)

東京都は物価高騰のなか、生活応援事業として、東京アプリをダウンロードした人に11,000 ポイントを付与する事業を実施しています。当初は対象になるのは、マイナンバーカードを読み取れるスマホとマイナンバーカードを持つ15歳以上の都民に限られていたところ、都は15歳未満の子どもたちには現金給付を行うという改善を行いました。ただ、これだけでは問題は解決しません。

他にも、障害者と生活する家族から「自分の息子は知的障害でスマホを持っていない。そういう人は、最初から排除されている。これは差別ではないか」との指摘があるように、不当な差別的取り扱いではないかという意見や合理的配慮がないとの指摘もあります。この点は、障害者差別解消法及び都障害者差別解消条例に照らしても重大です。

また、「マイナンバーカードは強制ではないのに、持っていないと対象にしないというのはおかしい」「スマホを持つか持たないかは自由なのに、それがないと暮らし応援はしないというのはひどい」などの声も多くあります。

よって、文京区議会は、東京都に対し、すべての人にいきわたる生活応援事業を実施するよう、以下の事項を要望します。

記

- 1 東京アプリ生活応援事業の対象から外された方（対応するスマホを持っていない方、マイナンバーカードを持っていない方）に、現金給付など直接の支援を直ちに実施すること。
- 2 都民に対する補助事業の申請などは、デジタルに限定せず、他の方法（紙による申請など）でも必ずできるようにすること。

以上、地法自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

経営・管理ビザの厳格化と在留許可手数料引上げ撤回を求める意見書(案)

政府は令和 7 年 10 月、外国人の在留資格である、いわゆる経営・管理ビザについて、資格取得のための資本金の額等の要件を 500 万円から 3,000 万円へ引き上げるなど、資格要件を厳格化する法務省令の改正を行いました。必要な資本金の額等が 6 倍にも引き上げられたことで、これまで料理店や小売店などを営んできた外国人経営者が突然、日本での仕事と生活を奪われる危機に直面しています。長年真面目に営業し、家族とともに暮らしてきた外国人経営者を突然のルール変更によって追い出すようなことは理不尽であり、人権侵害であるという声が広がっています。

経営・管理ビザで在留する人の資本金の額等は、多数の者が 500 万円から 600 万円くらいの水準であり、9 割超の事業者に影響を及ぼすことが国会で明らかになっています。出入国在留管理庁の統計によれば、都における同ビザでの在留外国人は、令和 7 年 6 月時点で、全国の約 3 割に当たる 12,940 人に上り、地域経済への影響も甚大です。多文化共生の豊かな社会を守り、共に生きる外国人の人権を守るためにも、同ビザの厳格化の撤回が必要です。

また、令和 8 年 8 月 25 日、出入国在留管理庁（入管庁）は外国人の在留手続き手数料の大幅引き上げになる改定額を発表し、令和 8 年 10 月 1 日からの施行とされています。

資格変更・期間更新は従来の一律 6,000 円を、在留期間を 7 段階で区分し、3 か月以下は 1 万円、最長 5 年以上は 7 万 5,000 円と、1.6 倍～12.5 倍に値上げします。永住許可は 1 万円を 20 万円へと最大の値上げ幅になり、日本での生存が脅かされる事態となります。

全国知事会が外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言において示しているとおり、日本で暮らす外国人は地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」、「地域住民」です。このような観点から、国がその人権を脅かすことは許されません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、経営・管理ビザの厳格化及び外国人の在留許可手数料の値上げを撤回するよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

出入国在留管理庁長官

衆議院議長

参議院議長

宛て

自衛隊中央情報隊による違法なプライバシー侵害について調査・解明し、 再発防止策を公表すること等を求める意見書(案)

熊本日日新聞は 2026 年 7 月 23 日、陸上自衛隊中央情報隊（朝霞駐屯地）の対外情報部門である「現地情報隊」が、日本人の大学教授や N P O 法人代表ら市民を対象に、「愛国心」や「対自衛隊感情」といった思想信条に関する情報に加え性的嗜好といった極めて私的な情報を組織的に調査・収集しているとみられることを報じました。

報道によれば「現地情報隊」は自衛隊が派遣されたイラクやジブチをはじめ、海外の現地情報だけでなく、一般市民の氏名、住所、電話番号、愛国心といった思想信条、交友関係、さらに性的嗜好や異性関係、身体的特徴といった極めて私的な情報まで収集し、「個人 B S D（ベーシックソースデータ）」という成果報告書に記録して報告しているとしています。

加えて、これら個人情報の収集と保管について対象者の同意は得ていないとの元隊員の証言があり、集められた情報は数千人分に上る可能性があるとしています。

防衛省はこの記事の内容の真否についてコメントしていませんが、熊本日日新聞の記事には「個人 B S D 報告書」の写真も掲載され、元隊員の証言内容も具体的で、法曹界からは実際に自衛隊の情報部隊が過去に起こしたプライバシー侵害事件とも符合しているとの指摘もあります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下のことを求めます。

記

- 1 国会は国権の最高機関として国政調査権に基づき、陸上自衛隊中央情報隊が、報道にあるような違法な情報収集活動を行っていたかどうか徹底した調査を行い公表すること。
- 2 政府は情報機関による無用なプライバシー侵害となる情報収集活動は絶対行わないよう、具体的方策ないしは再発防止策を速やかに策定すること。
- 3 徹底調査と再発防止策が取られるまでの間、政府は自衛隊中央情報隊や情報保全隊など情報機関による市民を対象とした情報収集活動の全面停止を宣言すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

AIの開発や活用について戦争・軍事目的を禁止し 人間の生存や地球環境と両立させる国際協定の締結を求める意見書(案)

AIは労働時間の短縮、健康や医療、科学の進歩など、人類に大きな恩恵をもたらし、今後の可能性に期待が集まっています。同時に、ILO（国際労働機関）の試算では全世界の雇用の4分の1が生成AIの影響を受け、雇用破壊や労働強化につながるとしたほか、AIの基盤である巨大なデータセンターが莫大な電力や水を必要とし、低周波騒音などを含め環境破壊が問題となったり、AIの学習には大量のデータが必要で、個人の行動や嗜好、政治信条などの個人情報が含まれ、プライバシーと個人情報保護に新たなリスクと監視社会を招くことも懸念されています。

国連が7月に発表した「AIに関する独立国際科学パネルによる予備報告書」でも従来の技術との違いを強調しています。その1つは、AIの普及のスピードが極端に速いことで、インターネットが10億人に普及するのに約15年かかりましたが、ChatGPTは2カ月で1億人が使うようになったように、AIの発達スピードは想定より速く加速度的な発達で近い将来、人間がAIを制御できなくなる可能性を指摘した上で、国連の報告書は「急速に向上する能力と効果的なリスク管理手法との間のギャップが、破滅的な結果をもたらす可能性がある」と警告しています。

また、2023年、ノーベル物理学賞受賞者のジェフリー・ヒントン博士などAI研究者による公開書簡には「AIによる人類絶滅リスクの軽減は、パンデミックや核戦争などの社会的規模のリスクと並ぶ世界的な優先課題であるべき」とあり、人類が絶対に避けなければならない核兵器による人類絶滅に並ぶ危険があると警鐘を鳴らしました。

さらに、米オープンAIの元研究者ダニエル・ココタイロ氏らのレポート「AI 2040」では、「現状のまま無秩序な開発競争を進めた場合」、2031年初頭に人類の制御を超える「人工超知能」(ASI)が誕生し、AIは自らの生き残りを図るなかで「人類は邪魔な存在」と判断し、人間を欺きながら自律的なロボットを大量に開発し、生物兵器の散布や壊滅的なサイバー攻撃を実行し、人類絶滅のシナリオすら示されています。

この7月には、開発中のAIが人間の意図に反し、他社にサイバー攻撃を仕掛けたという事件が報道されたように、AIが人間の指示に違反した事例が蓄積され、AI自身が停止されるのを避けるために、自身の安全指示に違反した事例も生じており、AIが人間を欺く行動をとった事例もあります。人間がコントロールする保証がない段階で、「人工超知能」をつくることの危険性は現実のものとなっています。

非人道的惨害を考え、人間の理性と躊躇が核のボタンを押すことを思いとどまらせていた段階から、核兵器とAIが結びつくことで人類最後の日を迎えることが悪夢でなくなる事態が生まれつつあります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の事項を要請します。

記

- 1 先端的AIの開発を一時止め、得られた時間を使ってAIのリスクを阻止する国際的な協定を結ぶこと。
- 2 AIの軍事、戦争への利用を禁止する国際的な規制強化を国際社会に提唱すること。

以上、地法自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっています。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（T P N W）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めています。

同条約は2021年1月22日に発効し、本年2026年で5年を迎えます。これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきました。

そして、2026年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取り組みを検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となります。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらす、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものです。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題です。

唯一の戦争被爆国であるわが国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っています。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えません。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となります。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に示す、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書(案)

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っています。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となりました。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠です。

よって、文京区議会は、政府に対し、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求めます。

記

- 1 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策
改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置および下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。
- 2 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣
猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWA T（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。
- 3 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化
マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。
- 4 ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立
被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動および住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。
- 5 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底
地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

宛て

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書(案)

化学物質過敏症（MC S）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患です。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状です。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えません。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されません。

よって、文京区議会は、政府に対し、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求めます。

記

- 1 全国的な疫学調査・実態調査の実施
全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。
- 2 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備
標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。
- 3 公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進
学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、5省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。
- 4 就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備
改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者および教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。
- 5 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進
患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。
- 6 発症メカニズム解明および治療法確立への研究支援強化
発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣

宛て

夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書（案）

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化しています。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子どもの欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子どもの健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっています。

こうした子どもの健康リスクや孤立化、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な「涼しい居場所」に行けば「食」が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される、緊急セーフティネットの構築が急務です。

よって、文京区議会は、政府に対し、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット」を早期に確立できるよう、以下の事項について速やかに必要な措置を講じることを強く求めます。

記

1 身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所・食の確保

学校施設（図書室・多目的室等）を「こどもクーリングシェルター」として開放・活用できるよう支援するとともに、児童館や育成室等を拠点とした柔軟な受け入れと食事提供体制を構築すること。また、育成室の夏休み期間中における分室設置や受入枠拡大に関する財政支援を強化すること。

2 地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用

こども食堂やフードバンク、こども宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（「地域こども生活支援事業」等の拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や、食育の一環としてこども食堂・宅食等への政府備蓄米の無償交付・円滑な供給体制を推進すること。

3 アウトリーチ型支援と情報発信の強化

自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童等に対し、こども宅食や定期的な訪問・見守り（「支援対象児童等見守り強化事業」等）を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNS等を活用したプッシュ型支援情報の発信体制を拡充すること。

4 困窮世帯向け「子どもの学習・生活支援事業」の拡充

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額の更なる引き上げや、体験格差・進学格差を解消するための体験活動・軽食提供等の支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

宛て

民生委員・児童委員への支援と担い手確保を求める意見書（案）

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された無報酬の特別職の地方公務員として、住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援や関係機関につなぐなど、地域福祉の重要な役割を担っています。

近年、高齢者の孤立、児童虐待、ヤングケアラー、生活困窮、外国人住民への支援など、地域の生活課題は複雑化・複合化しています。民生委員・児童委員には、こうした課題を早期に把握し、行政や福祉、医療等の専門機関へ適切につなぐなど、その役割への期待が高まっています。

一方、令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業として実施された「民生委員・児童委員の担い手確保の推進に関する調査研究」では、回答した民生委員・児童委員の約半数が業務に負担を感じ、約3割が活動の継続に消極的な意向を示しています。特に、訪問活動や行事・会議等への参加が負担とされるほか、自由記述では、ボランティアの範囲を超える役割や責任を求められることへの懸念も示されています。

全国的にも、仕事や子育て、介護等との両立の難しさなどから、民生委員・児童委員の担い手確保が課題となっています。地域福祉の基盤を維持するためには、委員個人の熱意や努力のみに頼ることなく、安心して活動を継続できる環境を整える必要があります。

東京都では、令和8年度から活動費の増額や、委員を雇用する企業等への協力金制度を開始しました。国においても、こうした取組を参考に、地域間で支援に大きな差が生じないように、財政措置と制度的支援を充実させる必要があります。

その際、民生委員・児童委員に過度な専門性や責任を求めるのではなく、必要な知識を得るための研修機会を確保するとともに、対応に迷った場合に自治体の専門職等へ速やかに相談し、連携できる体制を整えることが重要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、民生委員・児童委員への支援を充実し、多様な世代の担い手を確保するため、下記の事項について必要な措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 民生委員・児童委員の活動に伴う交通費、通信費、資料代等の実費を十分に賄えるよう、地方交付税措置その他の財政措置を充実すること。
- 2 研修、専門職への相談、情報共有、民生委員協力員の配置等、民生委員・児童委員を組織的に支える体制を自治体が整備できるよう、必要な財政支援を拡充すること。
- 3 現役世代をはじめ多様な世代が、仕事や家庭生活と委員活動を両立できるよう、企業等の理解と協力を促す仕組みを整備するとともに、民生委員・児童委員の役割に関する周知を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

政府は現在、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画からなる安全保障関連三文書について、2026 年中の改定に向けた検討を進めています。その過程では、非核三原則のうち「持ち込ませず」とする原則の見直しや、米国による拡大抑止の実効性を高める観点から、核兵器をめぐる政策を見直すべきとの意見が示されています。

政府は、非核三原則を政策上の方針として堅持し、見直しは指示していないとしています。しかし、安全保障関連三文書の改定内容については明らかにしておらず、非核三原則が改定後の文書にどのように位置付けられるかは明確になっていません。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を国是として掲げ、長年にわたる国民的合意の下、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を国際社会に訴えてきました。

2022 年に閣議決定された国家安全保障戦略においても、平和国家として専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらないことが明記されています。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることは事実です。しかし、こうした状況であるからこそ、核兵器への依存を一層強めることは、緊張や軍拡競争を激化させ、核兵器が使用される危険を高めるおそれがあります。

また、「持ち込ませず」とする原則を緩和し、核兵器の持ち込みや核共有を容認する方向へ進むことは、非核三原則を実質的に変質させ、唯一の戦争被爆国として我が国が積み重ねてきた核軍縮・不拡散外交への信頼を損なうことにもつながりかねません。

広島及び長崎への原子爆弾投下から 81 年を経た今なお、被爆者は核兵器の非人道性を訴え続けています。被爆者の高齢化が進む中、その体験と願いを継承し、核兵器のない世界の実現に向けて具体的な役割を果たすことは、我が国の重要な責務です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の事項を強く求めます。

記

- 1 核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を堅持し、「持ち込ませず」とする原則の緩和、核兵器の持ち込み及び核共有を含め、非核三原則を実質的に変質させるいかなる見直しも行わないこと。
- 2 唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との対話を促進し、核兵器のない世界の実現に向けた核軍縮・不拡散外交を積極的に進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

ジェノサイド条約への早期加入を求める意見書（案）

近年、世界各地で武力紛争が続き、多数の民間人が犠牲となる中、重大な国際犯罪を捜査・訴追する国際刑事司法への政治的圧力が強まっています。2026年8月には、米国政府が国際刑事裁判所（以下「ICC」という。）の赤根智子所長らを制裁の対象とするなど、ICCの独立性を脅かす事態も生じています。

ICCは、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する犯罪等に最も責任を負う個人の刑事責任を追及する常設の国際司法機関です。その独立性を確保し、重大な国際犯罪に対する責任追及の枠組みを維持することは、国際社会における法の支配を支える上で極めて重要です。

日本は2007年にICCに関するローマ規程に加入し、重大な国際犯罪について不処罰を許さない国際刑事司法の枠組みに参加してきました。現在は日本人の赤根氏が所長を務めており、日本政府もICCを一貫して支持してきました。

一方、「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約」（以下「ジェノサイド条約」という。）は、第二次世界大戦の惨禍を踏まえ、ジェノサイドを国際法上の犯罪として防止し、処罰することを目的として1948年に国連総会で採択され、1951年に発効しました。

同条約は、国民的、人種的、民族的又は宗教的集団の全部又は一部を破壊する意図をもって行われる殺害等を集団殺害犯罪と定め、締約国に必要な立法措置を求めています。また、集団殺害そのものに加え、共同謀議、直接かつ公然の煽動、未遂及び共犯も処罰の対象としています。

日本政府は、条約が求める共同謀議や直接かつ公然の煽動等と国内法制との関係を整理する必要があるとして、関係省庁で検討を進めており、近年の国会審議でも、条約締結に向けた検討を行っているとしています。しかし、世界154か国が締約国となる中、日本はいまだ同条約に加入していません。

国内法整備に当たっては、表現の自由をはじめとする憲法上の基本的人権に十分配慮する必要があります。その上で、諸外国の法制度や運用も踏まえ、条約上の義務を履行するための制度を具体化し、加入に向けた手続を前に進めるべきです。

国際刑事司法の独立性が脅かされ、ICCの赤根所長らが制裁の対象とされる中、日本政府がICCへの一貫した支持を改めて明確にしたことは重要です。今後もその立場を堅持し、ICCの独立性と公正な活動を守るため、国際社会と連携して毅然と対応すべきです。併せて、日本自身もジェノサイドの防止と処罰に関する国際的枠組みに参加し、法の支配を支える責任を果たすことが求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の事項を強く求めます。

記

- 1 ジェノサイド条約への早期加入に向けた方針を明確にし、関係省庁における検討を加速すること。
- 2 憲法上保障された基本的人権に十分配慮しつつ、ジェノサイド条約上の義務を履行するために必要な国内法の整備を速やかに進めること。

- 3 必要な国内法整備を踏まえ、ジェノサイド条約への加入手続を速やかに行うとともに、I C C への一貫した支持を堅持し、その独立性と公正な活動を守るため、国際社会と連携して取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

買う側の責任を明確にする売春防止法の改正を求める意見書（案）

令和8年8月24日、法務省の「売買春に係る規制の在り方検討会」が取りまとめ報告書案を示しました。9月に正式な報告書を取りまとめた上で、買う側の勧誘行為を新たに処罰対象とする売春防止法改正案を秋の臨時国会に提出する方向で、調整が進められています。

売春防止法は、売春をすること及びその相手方となることを禁止していますが、売春行為そのものについては、売る側にも買う側にも罰則がありません。一方、同法第5条は、公衆の目に触れる方法による客待ちや勧誘など、主として売る側の行為を処罰の対象としています。

このため、経済的困窮、虐待、性暴力、家庭や社会における孤立など、様々な困難を背景に売春に至った人の勧誘行為が処罰される一方、その需要を生み出している買う側の勧誘行為には対応する罰則規定がないという不均衡が、長年にわたり指摘されてきました。

近年では、繁華街や路上における売春目的の客待ちに加え、SNS等を通じた売買春も広がっています。若年女性などが困窮や居場所のなさにつけ込まれ、性的搾取や犯罪被害に巻き込まれる事例もあります。売る側だけを取り締まっても、買う側の需要が存在する限り、売買春や性的搾取を根本的に抑止することはできません。

こうした中、取りまとめ報告書案において、売春の相手方となろうとする者による勧誘行為を処罰の対象とする方向性が示されたことは、売る側との不均衡を是正するものとして評価できます。

しかし、売買春を個人の自己責任や風紀の問題としてのみ捉えるのではなく、買う側が生み出す需要と責任に焦点を当て、性的搾取を許さない制度へと転換する必要があります。現在想定されているのは、買う側による公然の勧誘行為への罰則であり、対価を支払って売春の相手方となる買春行為そのものへの罰則までは示されていません。

買う側の勧誘行為への規制を速やかに実現するとともに、フランスやスウェーデンの制度も参考に、買春行為そのものを処罰し、売る側を処罰ではなく支援につなげる制度への転換を進める必要があります。同時に、取締りと支援を明確に区分し、困難を抱える人が安心して相談し、必要な支援につながることでできる仕組みを整備することが不可欠です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、売春防止法の改正に当たり、次の事項を強く求めます。

記

- 1 売春の相手方となろうとする者による勧誘行為について、売る側の勧誘行為との不均衡を是正するため、実効性のある罰則を設ける法改正を速やかに行うこと。
- 2 性的搾取及び人身取引を抑止するとともに、売買春の潜在化を防ぐための方策を講じつつ、フランスやスウェーデン等の制度も踏まえ、対価を支払って売春の相手方となる買春行為そのものを処罰する制度に転換し、買う側の責任を明確にすること。
- 3 売春に至る背景に、生活困窮、虐待、性暴力、障害、依存、家庭や社会における孤立及び搾取者による支配等があることを踏まえ、売る側を安易に処罰することなく、相談、保護、住居、医療、就労その他の生活再建及び売春からの離脱に向けた支援を充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣

宛て

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

衆議院議長

参議院議長

働く人の健康と生活時間を守る労働時間法制の維持・強化を求める意見書（案）

厚生労働省は令和 8 年 9 月 1 日から、労使協定に基づき法定の上限規制内で行われる時間外労働について、月 45 時間以内とする一律の指導を行わない方向へ運用を見直しました。法定の上限規制自体は変更しないとしていますが、月 45 時間は長時間労働を抑制するための原則的な基準であり、今回の見直しが長時間労働の容認や労働時間短縮の取組の後退につながってはなりません。

働き方改革関連法による上限規制は、過労死や心身の健康被害を防止するために設けられました。しかし、長時間労働に起因する過労死等は今なお後を絶たず、人手不足による業務負担の増加や勤務時間外の対応の常態化など、労働時間を把握しにくい働き方も広がっています。また、労使協定が締結されていても、労働者が使用者と対等な立場で意思を表明できるとは限らないことにも留意が必要です。

働く人の健康と生活を守るには、労働時間の総量規制に加え、勤務終了後の休息、連続勤務日数、勤務時間外の連絡への対応など、実質的な休息時間の保障が重要です。労働政策審議会でも、勤務間インターバル制度や「つながらない権利」等が論点となっています。裁量労働制及び変形労働時間制についても、長時間労働や生活の予見可能性の低下を招かない制度とする必要があります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の事項を強く求めます。

記

- 1 時間外労働の上限規制を堅持し、月 45 時間、年 360 時間の原則の趣旨を明確にするとともに、今回の監督指導の見直しが長時間労働の容認につながらないように、適切な監督及び周知を行うこと。
- 2 労使協定及び特別条項の運用が形式的なものとならないよう、労働時間を客観的に把握し、労働者の健康確保に向けた実効性ある監督指導を行うこと。
- 3 勤務間インターバル制度の義務化を含め、休息時間を確保するための法整備を検討するとともに、連続勤務日数を適切に規制すること。
- 4 勤務時間外の連絡や対応を求められない「つながらない権利」について、労働者が不利益を受けることなく行使できる制度を整備すること。
- 5 裁量労働制の不適切な運用による長時間労働を防止するとともに、変形労働時間制についても、労働者の健康と生活の予見可能性を確保するための制度改善を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

文京区議会議長名

激甚化する豪雨に対応した都市型水害・内水氾濫対策の抜本的強化を求める意見書（案）

近年、気候変動の影響等により、線状降水帯や局地的な短時間集中豪雨が頻発し、全国各地で想定を超える水害が相次いでいます。令和８年８月の千葉豪雨では、千葉市で１２時間降水量３４８ミリ、２４時間降水量３６０ミリを超える雨を観測し、家屋や道路の浸水、鉄道の寸断など、住民生活と都市機能に深刻な被害が生じました。その後も、北陸地方で河川氾濫や住宅浸水が相次ぎ、９月には千葉県で再び道路等が冠水したほか、福島県ではアンダーパスの冠水による人的被害が発生しています。

特に都市部では、地表の多くが建築物やアスファルト等に覆われているため、下水道等の処理能力を超える雨が短時間に降ると、河川から離れた地域でも内水氾濫のおそれがあります。また、住宅や地下空間、医療・福祉施設、交通インフラ等が集中しており、浸水によって人命が脅かされるだけでなく、停電や断水、交通麻痺、医療・福祉機能の停止など、社会経済活動に広範な影響が及びます。

国及び地方自治体は、河川改修や下水道、雨水貯留施設等の整備を進めてきましたが、近年の降雨は従来の計画規模や施設能力を大幅に上回っています。今後は、気候変動による降雨量の増加を前提に、河川と下水道を一体的に捉え、公共施設や民間施設も活用して雨水を貯留・浸透・排除する流域治水を一層推進するとともに、施設能力を超える事態に備えた多重的な対策が必要です。

こうした取組には多額の費用と長い期間を要することから、地方自治体任せにせず、国による安定的かつ十分な支援が不可欠です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、激甚化する豪雨に対応した都市型水害及び内水氾濫対策を抜本的に強化するため、以下の事項を実施するよう強く求めます。

記

- 1 近年の降雨実績及び気候変動予測を踏まえ、河川整備計画、下水道の計画降雨、雨水排除施設等の整備・更新基準を見直し、河川氾濫と内水氾濫が複合的に起こる事態に備えた流域治水を推進すること。
- 2 浸水リスクの高い都市部において、大規模な地下貯留施設、調節池、雨水幹線、ポンプ施設等の整備及び既存施設の能力増強を重点的かつ計画的に進めること。
- 3 学校、公園、道路、駅前広場等を活用して雨水の貯留・浸透機能を高めるとともに、鉄道事業者、民間企業、マンション等による貯留・浸透施設や止水設備の設置を促すため、補助制度及び税制上の支援を拡充すること。
- 4 施設能力を超える降雨に備え、地下空間、医療・福祉施設、電気・通信設備、下水道施設、アンダーパス等の排水・止水対策、遠隔監視、非常用電源の確保及び重要設備の高所移設を進めること。また、道路冠水等を速やかに把握し、危険を知らせる監視・警報体制の整備を支援すること。
- 5 浸水実績、地形、下水道の排水能力、土地利用等を踏まえ、内水氾濫の危険性を反映した浸水想定区域図及びハザードマップの整備・更新を促進し、想定区域外でも浸水する可能性がある

ことを住民に周知すること。

- 6 地方自治体が広域的な内水・外水対策に中長期的に取り組めるよう、補助制度を拡充するとともに、別枠による安定的かつ十分な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

宛て

衆議院議長

参議院議長

改正個人情報保護法の適切な施行を求める意見書（案）

令和8年7月に成立した改正個人情報保護法は、統計情報の作成やAI開発等を目的とする場合に限り、一定の要件の下で、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる特例を設けました。一方、顔特徴データ等に関する規律や重大な違反行為に対する課徴金制度を導入するとともに、16歳未満のこどもの個人情報について、同意取得や通知等を原則として法定代理人に対して行うことを明確にするなど、個人の権利利益を保護するための措置も盛り込まれています。

デジタル技術の発展に伴い、個人情報を含むデータを適切に活用することは、社会課題の解決や医療・学術研究の発展等に資するものです。他方、本人の同意を得ずに取り扱われるデータには、病歴、障害、犯罪歴等の要配慮個人情報が含まれる場合もあります。統計情報等の作成過程で、個人を識別できるデータが漏えいし、又は目的外に利用された場合には、個人の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

特に、顔特徴データ等の生体データは、一度流出すれば容易に変更することができず、要配慮個人情報も、不適切な取扱いによって差別や不利益につながる可能性があることから、年齢を問わず厳格な保護が必要です。

また、こどもの個人情報については、本人が情報の取扱いによる影響を十分に理解し、意思を表明することが難しい場合があります。このため、法定代理人を関与させるだけでなく、こども本人にも年齢及び発達程度に応じた説明を行い、その意思を尊重することが必要です。さらに、虐待等により親子間の利害が一致しない場合にも、こどもの最善の利益を確保できる仕組みが求められます。

改正法の趣旨を実現し、データの有用性と個人の権利利益の保護を両立させるためには、取り扱う個人データを利用目的の達成に必要な範囲に限定するとともに、今後定められる政令、規則及びガイドラインにおいて、対象となる情報、提供先、利用目的及び安全管理措置等を具体的に示す必要があります。

よって、文京区議会は、政府及び個人情報保護委員会に対し、改正個人情報保護法の施行に当たり、次の事項を実施するよう求めます。

記

- 1 本人の同意なく個人データを取り扱う場合について、対象となる情報、提供先、利用目的、保存期間、消去及び安全管理措置に関する基準を具体的かつ明確に定めること。また、個人を識別する必要がない場合には、氏名、住所等を提供前に削除し、又は適切に加工するとともに、提供先の利用目的及び安全管理体制を確認する仕組みを設けること。
- 2 本人が自らの個人データの取扱状況を容易に確認し、利用停止等を請求できるよう、分かりやすい手続及び相談・救済の仕組みを整備すること。
- 3 生体データ及び要配慮個人情報について厳格な保護措置を講ずること。また、こどもの個人情報については、年齢及び発達程度に応じた説明と意思の尊重を徹底し、親子間に利益相反がある場合にも、こどもの最善の利益を確保すること。

- 4 政令、規則及びガイドラインの策定に当たっては、パブリックコメント等を通じて幅広く意見を聴取し、想定事例、判断基準及び違反時の対応を具体的に示すこと。また、施行後の運用状況と個人の権利利益への影響を継続的に検証し、必要に応じて保護措置を見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

デジタル大臣

個人情報保護委員会委員長

宛て

米政権に、国際刑事裁判所(ICC)赤根智子所長らに対する 制裁措置の撤回を求める意見書(案)

トランプ米大統領は、8月18日、国際刑事裁判所(ICC)の赤根智子所長と、セネガル出身のアブドゥライ・セイ弁護士を制裁対象に指定しました。

ICCは、2002年、戦争犯罪やジェノサイドなどの重大な国際犯罪を犯した個人を裁くために設立された国際裁判所です。現在、日本も含め125カ国・地域が加盟していますが、アメリカやロシア、中国、イスラエルなどは加盟しておらず、アメリカはICC非加盟国である自国にICCの捜査や訴追が及ぶことに、強く反発しています。

昨年より、アメリカによるICC関係者への制裁は拡大しており、これまでICC関係者13人が制裁対象に指定されています。今回、赤根所長が制裁対象となった背景には、ガザでの軍事作戦をめぐりネタニヤフ首相とガラント前国防相に対して出された逮捕状に、判事として関与したことがあります。

日本から輩出されたICC所長が、アメリカから制裁を受けているにもかかわらず、日本政府は「大変残念」と表明するにとどまり、いまだ制裁の撤回を求めています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、一刻も早く、日本政府として、米政権によるICC関係者への制裁に明確に抗議し、即時撤回を要求するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

児童虐待に関する相談・支援記録の原則永久保存等を求める意見書（案）

児童虐待、とりわけ性虐待は、被害を受けた子どもが当時、その事実を十分に認識し、言葉にして訴えることが困難な場合がある。また、被害について語り、司法による救済を求めるまでに長い年月を要することも少なくありません。

児童相談所等における相談・支援記録には、子ども本人の訴えや聴き取り、関係機関との連絡、行政の対応経過などが記録されています。これらは、本人が成人後、自らに何が起きたのかを確認し、刑事告訴や民事上の請求などの権利救済を求める際にも、極めて重要な資料となり得るものです。

しかし、こうした記録は全国一律に永久保存されているものではなく、保存期間の経過により廃棄される可能性があります。被害を語ることができるようになった時には、重要な記録が既に失われていたという事態を生じさせてはなりません。

児童虐待に関する記録は、単なる行政文書ではなく、被害を受けた子どもの権利を将来にわたって守るための重要な記録です。また、自治体によって記録の保存に差が生じることも避けなければなりません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、以下の事項を強く求めます。

記

- 1 児童虐待に関する相談・支援記録について、原則永久保存とすることを含め、被害者の権利救済に必要な記録が失われない全国統一の保存基準を定めること。
- 2 記録の電子化と適切な情報管理を進め、地方自治体への必要な支援を行うとともに、本人が成人後も自らに関する記録について適切に開示を受けられる仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

宛て

衆議院議長

参議院議長